

各所属所長 様

公立学校共済組合北海道支部事務局長
(北海道教育庁教職員局福利課長)

令和7年度特定保健指導の実施について（通知）

このことについて、公立学校共済組合では、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

このうち、特定保健指導とは、特定健康診査の結果（定期健康診断や人間ドックを受けた場合はその結果）に基づき、メタボリックシンドローム該当又は予備群と判定された方を対象に、相談員が面談等を行い生活習慣の改善を支援するものです。

特定保健指導は、一般的には対象者が実施機関（医療機関等）を受診する方式ですが、当支部では、北海道内の実施機関の偏りや教職員の多様な業務との調整を考慮し、職場等で保健指導を受けられる「訪問型特定保健指導」及び「遠隔面談型特定保健指導」での受診ができます。

つきましては、今年度においても、健康の保持増進及び疾病予防を通じて職員の生活の質を改善し、児童生徒への教育活動の充実や教育の向上に資する本事業の趣旨を御理解いただき、貴所属職員への周知及び特定保健指導の受診勧奨等に協力くださいますようお願いいたします。

記

1 対象者

40歳以上74歳以下の組合員で特定健康診査結果に基づき特定保健指導に該当した者

2 実施内容（特定保健指導区分）

（1）動機付け支援プログラム

①初回個別面談 → ②3か月後にアンケート評価

（2）積極的支援プログラム

①初回個別面談 → ②3～6か月間の継続支援と最終評価

訪問型及び遠隔面談型特定保健指導の場合、継続支援の方法はICTメールと電話を選択できます。

3 費用

無料（全額を共済組合が負担します）

4 服務上の取り扱い

道立学校及び教育庁関係機関の組合員は北海道条例で規定されている「厚生に関する計画の実施に参加する場合」に該当するものとして、職務専念義務を免除できることとしています。

市町村立学校の組合員については各市町村教育委員会の、大学及び団体職員の組合員については各大学及び団体の取扱いによります。

5 実施形態

組合員向けに特定保健指導は、原則として（1）の訪問型特定保健指導を案内しますが、本人の希望に応じて他の形態を選択することができます。

(1) 訪問型特定保健指導

ア 業務委託先

SOMPO ヘルスサポート株式会社

イ 実施方法の選択及び実施確認等

(ア) 所属所一括型

所属所で対象者のスケジュールを取りまとめて面談を実施する方法です。

対象者が5名以上の所属所について、事前に業務委託先から管理職または事務担当者に確認の電話連絡を行います。

(イ) 個別調整型

業務委託先の相談員が直接、対象者本人と面談の日程調整を行う方法です。

ウ 実施にあたっての協力をお願い

業務委託先から所属所への連絡及び所属所を会場とする初回面談の実施は、原則として平日の勤務時間中を予定しています。電話連絡への御協力、御配慮をいただくほか、適切な面談場所の確保をお願いします。

(2) 遠隔面談型特定保健指導

ア 業務委託先

SOMPO ヘルスサポート株式会社

イ 実施方法

業務委託先の相談員が Web ミーティングツール「Zoom」を利用して対象者と個別に面談を行います。また、積極的支援該当者に対しては、面談の後に ICT メール又は電話による継続的支援を行います。

(3) 個別型特定保健指導（医療機関等の利用）

ア 業務委託先

共済組合が契約する全国各地の特定保健指導実施機関（医療機関等）

※利用券送付時に北海道内の実施機関一覧を添付します

イ 実施方法

対象者が希望する実施機関を予約し、実施機関に出向いて保健指導を受けます。

6 実施時期等

(1) 実施通知及び案内等

令和7年9月中旬以降、随時対象者を抽出し所属所長あてに関係書類を送付します。

つきましては、関係書類を受け取りましたら、速やかに対象者に実施案内（対象者あて封筒）を渡してください。

なお、被扶養者及び任意継続組合員は自宅住所あてに関係書類を送付します。

(2) 初回面談実施時期

今年度の初回面談の実施時期は、令和7年10月から令和8年8月末までの間を予定しています。

企画福祉係 田元
電話 011-231-4111（内線 35-363）